

⇒ よくある質問Q & A (県営住宅)



Q1 県営住宅の募集は、どのように行っていますか。

A1 県営住宅の募集方法は、定期募集と随時募集があります。
定期募集は、年4回（4月、7月、10月、1月）の募集期間を定めて、入居者を募集します。
随時募集は、一部の住宅を選定し、先着順により申込みを受け付けます。

Q2 県営住宅の募集案内は、いつ、どこで、もらえますか。

A2 定期募集のご案内書については、募集月（4月、7月、10月、1月）の前月末日頃に住宅管理センター、県住宅課、各市町村担当窓口にて配布します。随時募集のご案内書については、常時、住宅管理センター、県住宅課、各市町村窓口（事前に在庫を確認のうえお取りください）にて配布しています。また住宅管理センターホームページでは、常時ダウンロードすることができます。

Q3 申込んでから、どのくらいの期間で入居できますか。

A3 定期募集は申込受付月（募集月）の3か月後の月初め（土・日・祝日の場合は翌日）、随時募集は申込み及び審査月の2か月後の月初め（土・日・祝日の場合は翌日）に入居することができます。

Q4 入居前に部屋を見ることはできますか。

A4 入居前に部屋をお見せすることはできませんので、ご了承ください。

Q5 県営住宅には、優先入居などはありますか。

A5 県営住宅の定期募集には、世帯状況による当選率の優遇があります。これは一般住宅に申込み場合、高齢者世帯や母子世帯等に抽選番号を通常1個のところ2個交付するという優遇です。世帯状況についての詳細は定期募集のご案内書5ページに記載してありますのでご覧ください。
また、特定世帯向け住宅という選定があります。これは該当する世帯（子育て夫婦世帯、単身者世帯等）の方が申込みことができる住宅となります。特定世帯向け住宅の詳細については定期募集のご案内書6・7ページに記載してありますのでご覧ください。

Q6 県営住宅の家賃は、どのようになっていますか。

A6 入居世帯の年間総所得に応じて決定されます。家賃は入居世帯の収入基準に応じた算定基礎額に、住宅の立地条件・規模・経過年数・利便性により法律及び条例により決定されます。同住宅に入る場合でも、入居世帯の収入によって、段階的に家賃が異なります。

Q7 県営住宅はだれでも申込みれば入居できますか。

A7 県営住宅に入居するには、条例などで定める要件をすべて備えている必要があります。入居するには入居資格審査を受けて入居資格が認められることが必要となります。詳しくは、定期募集、随時募集のご案内書をご覧ください。

Q8 入居するにあたり、連帯保証人は必要ですか。

A8 一定の条件を満たす連帯保証人が1人必要となります。詳しくは、定期募集、随時募集のご案内書をご覧ください。

Q9 入居する前に敷金等は必要ですか。

A9 県営住宅は、入居する前（指定された期間）までに、家賃の3か月分の敷金を納めていただきます。礼金、仲介料などはありません。

Q10 入居後駐車場は借りられますか。

A10 駐車場が整備されている団地で、要件を満たせば原則1戸に1台有料でお貸しすることができます。申込みの際は、指定された期間までに駐車場使用料3か月分の保証金を納めていただきます。

Q11 入居後、共益費はかかりますか。

A11 入居する団地ごとに、外灯・階段灯などの電気代、共用水道の水道料、自治会費などの費用を負担していただきます。

Q12 入居団地で動物（犬・猫等）を飼うことはできますか。

A12 動物を飼うことは禁止されています。

